

05 八丈高第 2033 号  
令和 6 年 1 月 1 1 日

保護者様

東京都立八丈高等学校長  
佐藤 俊一  
(公印省略)

### 学校において予防すべき感染症への対応について

「学校において予防すべき感染症」(裏面参照)の対応については、学校保健安全法のとおりです。すみやかに担任に連絡し、登校しても他者への感染のおそれがないという医師の許可が出てから登校してください。

\* 登校の際は、以下の「**感染症に関わる届**」を保護者の方が記入し、担任に提出してください。

\* 同様の文書は、HP にも記載しています。

HP トップ>全日制>学校生活>災害時対応・各種届出>感染症による出席停止について  
[https://www.metro.ed.jp/hachijo-h/school\\_life/disaster.html](https://www.metro.ed.jp/hachijo-h/school_life/disaster.html)

\* 医師・医療機関による証明や、文書料のかかる「診断書」は必要ありません。

【問い合わせ先】八丈高等学校全日制課程  
主幹養護教諭 高嶋幸子  
電話 04996-2-1182

----- キリトリ線 -----

年 月 日

東京都立八丈高等学校長殿

### 感染症に関わる届

生徒氏名： 第 学年 組 番 氏名

保護者氏名： (直筆)

感染症名：

期 間： 年 月 日 ~ 年 月 日まで

受診医療機関：

## <学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準>

学校保健安全法施行規則（令和5年5月8日一部改正）より

|          | 病名   | 出席停止期間                                      |
|----------|--|---|
| 第一種      | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで                                      |
| 第二種      | インフルエンザ  | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで   |
|          | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|          | 麻疹（はしか）  | 解熱した後3日を経過するまで                              |
|          | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|          | 風しん（三日ばしか）   | 発しんが消えるまで                                   |
|          | 水痘（水ぼうそう）  | すべての発しんがかさぶたになるまで                           |
|          | 咽頭結膜熱（プール熱）  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|          | <b>新型コロナウイルス感染症</b>  | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで            |
| 結核       | 医師が感染のおそれがないと認めるまで   |   |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで   |   |
| 第三種      | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   | 医師が感染のおそれがないと認めるまで                          |
|          | （条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）   |   |
|          | 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）など                                       | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など                |